

重要事項説明書（医療保険用）

事業所→利用者

（指定訪問看護事業）

様に対する訪問看護サービスの提供に当たり、当事業所が説明すべき重要事項は次の通りです。

訪問看護ステーション 帯広すずらん

1、事業の目的

当事業所が行う指定訪問看護の事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師、その他の従業者が、老人及び難病患者等の生活の質の確保に資する見地から、かかりつけの医師が指定訪問看護の必要を認めた老人等に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とします。

2、運営の方針

- 1、事業所の看護師等は、健康保険法及び後期高齢者医療制度等の基本理念が具現化されるよう配慮し、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援します。
- 2、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3、事業所の名称等

事業所の名称	訪問看護ステーション 帯広すずらん （開設者：社会医療法人 恵和会）
管理者	荒 真希
指定番号	46.9016.6
所在地	帯広市西7条南8丁目1番地3
電話番号	0155-20-5111

4、職員の職種、員数及び職務内容

職 種	員数	職務内容	勤務体制
管理者	看護師 1 名	健康保険法及び後期高齢者医療制度等並びに関係法令を遵守するとともに、監督官庁の指示等に従い、事業所の看護師等の管理及び、指定訪問看護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。	常勤兼務
看護師等	看護師 5 名以上 うち 1 名は管理者を兼務	医師の指示に基づき、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、適正な指定訪問看護の提供にあたります。	常勤換算 2.5 名以上

5、営業日及び営業時間

事業所の営業日、営業時間は次の通りです。

1、営業日……月曜日から金曜日まで。

ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日まで、を除きます。

2、営業時間…月曜日から金曜日～8時45分から17時00分まで。

3、事業所は常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

6、指定訪問看護事業の内容

- 1、病状、障害の観察
- 2、清拭、洗髪等による清潔の保持
- 3、食事及び排泄等、日常生活のお世話
- 4、床ずれの予防、処置
- 5、リハビリテーション
- 6、認知症患者の看護
- 7、療養生活や介護方法の指導
- 8、カテーテル等の器具の管理
- 9、その他医師の指示による医療処置

7、指定訪問看護サービスの一部負担金、その他の費用

1、厚生労働大臣が定める基準（健康保険法、後期高齢者医療制度等）による負担割合とします。

2、2時間を超えて指定訪問看護サービスを提供した場合は、下記の超過料金をお支払い頂きます。

- ・普通時間（ 8時00分～ 18時00分）…30分ごとに3,000円
- ・早 朝（ 6時00分～ 8時00分）…30分ごとに3,800円
- ・夜 間（18時00分～ 22時00分）…30分ごとに3,800円
- ・深 夜（22時00分～翌朝6時00分）…30分ごとに4,500円

3、指定訪問看護サービス提供日の当日に、利用者の都合（容態急変や緊急かつ止むを得ない場合を除きます）により指定訪問看護サービスのキャンセルがあった場合は、予定されたサービスの内容に係わらず1回につき500円のキャンセル料をお支払い頂きます。

4、利用者宅までの移動で公共交通機関を使用した場合はその実費、事業所の車両を使用した場合の交通費は次の計算で得た金額をお支払い頂きます。

事業所からの往復距離	・0～5 km	200 円
	・5～10 km	400 円
	・10～15 km	600 円
	・15～20 km	800 円
	・20～25 km	1,000 円
	・25 km～	1,200 円

5、前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名、押印を受けることと致します。

6、一部負担金や交通費の支払いを受けた場合は、それぞれの費用ごとに区分した領収書を利用者へ交付致します。

8、緊急時等における対処方法

1、看護師等は、指定訪問看護を実施中に利用者の病状や状態に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やか主治医に連絡し適切な処置を行います。

2、看護師等は、前項についてしかるべき処置を行った場合は、速やかに管理者及び主治医に報告致します。

9、秘密の保持

当事業所が行う指定訪問看護において、当事業所の看護師等が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持すると共に、退職等により看護師等でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき措置を講じます。

10、利用解約及び訪問予定変更について

利用者は当事業所が行う指定訪問看護サービスについて、その一部又は全てをいつでも解約することができます。尚、予定日時の変更については、事前に指定居宅介護支援事業者又は当事業所にご連絡下さい。

11、指定訪問看護に関する苦情や相談窓口

当事業所が行う指定訪問看護に関するお問い合わせ先は、下記の窓口になっています。

訪問看護ステーション 帯広すずらん

管理者：荒 真希

電 話 0155-20-5111

FAX 0155-20-5511

12、事故発生時の対応

- 1、利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2、前項の事故の状況、事故に際して採った処置等について記録するとともに、事故の原因を解明し再発を防止するための対策を講じます。

13、損害賠償

当事業所が行う指定訪問看護実施中に事故等が発生し、当事業所の責に帰すべき理由により利用者及びその家族に損害を与えた場合は、速やかにその損害を賠償すべく対処致します。

14、高齢者虐待防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1) 虐待に関する責任者：管理者 荒 真希
- 2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に関催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- 3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- 4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- 5) サービス提供中に、当事業所従業者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

15、ハラスメント対策について

指定訪問看護サービス及び指定介護予防訪問看護サービスを実施中に、利用者、家族が暴力、ハラスメント行為を行った場合は、サービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。

- 例）・叩く、蹴るなどの身体的に危害を及ぼす行為
- ・暴言での威嚇、怒鳴る等の言葉により傷つける行為
 - ・体を押えつける、性的な発言をする等の行為

16、災害時の対応

社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、訪問の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合があります。また、その際訪問の履行が遅延、もしくは不能になった場合でも、それによる損害賠償責任を負いません。

以上、指定訪問看護の実施開始にあたり、利用者に対し本書面に基づいて上記重要事項を説明致しました。

●訪問における交通費……訪問1回につき 円 です。

令和 年 月 日

指定訪問看護事業者	所在地	帯広市西7条南8丁目1番地3
	名 称	訪問看護ステーション 帯広すすらん

説明者 荒 真希

私は「訪問看護ステーション 帯広すずらん」の職員から、指定訪問看護サービス（医療保険）に係る内容の説明を、重要事項説明書に基づき受けました。

令和 年 月 日

利用者 住 所

氏 名

印

署名代行者 住 所

氏 名

EP

続柄